明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○電波法施行規則及び登録検査等事業者等規則の一部を改正する省令（総務五）　一
○雇用対策法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一一）　四
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（環境一）　七
〔告　示〕
○電波法施行規則第五十一条の九の六第一号(1)及び(3)並びに第三号の総務大臣が別に告示する周波数を定める件の一部を改正する件（総務四九）　二
○特定公示局を定める件を廃止する件（同五〇）　三
○厚生労働大臣が定める外国人雇用状況の通知の様式を定める件の一部を改正する件（厚生労働一二）　三
〔官庁報告〕
国家試験
通訳案内士試験合格者（観光庁）　三
〔公　告〕
諸事項
裁判所
除権決定、破産、免責、再生関係　一九
特殊法人等
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構車両制限令第三条第一項第三号に定める道路の指定及び同令第十条第一項に定める通行方法・危険物を積載する車両の水底トンネル及びこれに類するトンネルの通行の禁止又は制限の公示の一部を改正する公示、東日本高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更関係　一九
地方公共団体
行政死亡人、無縁墳墓等改葬関係　一九
会社その他
会社決算公告　一九

省令

○総務省令第五号

電波法施行令の一部を改正する政令（平成三十年政令第二十八号）の施行に伴い、並びに電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、電波法施行規則及び登録検査等事業者等規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年二月二日

総務大臣　野田　聖子